

南阿蘇村産後ケア事業実施マニュアル

南阿蘇村子育て支援課（南阿蘇村こども家庭センター）

令和7年（2025年）3月版

本マニュアルの位置づけ

産後ケア事業は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられました。

本マニュアルは、本村の産後ケア事業を受託する各事業者における産後ケア事業の円滑で安定的な実施と、村民に対し安全で安定的なサービスの提供がなされることを目的として、国が示す「産後ケア事業ガイドライン」（令和6年10月改定）に基づく自治体における産後ケア事業の実施マニュアルとして策定するものです。

事業の実施にあたっては、本マニュアルと「南阿蘇村産後ケア事業実施要綱」、「南阿蘇村産後ケア事業委託契約書」、「南阿蘇村産後ケア事業委託仕様書」は相互に補完し合うものとし、本村と本村の産後ケア事業を受託する各事業者双方において、これらの内容の確認・共有を行うものとします。

目次

1. 事業の目的（P.2）
2. 実施主体（P.2）
3. 対象者（P.2）
4. 事業の種別及び支援内容（P.2）
5. 利用時間及び利用回数（P.2）
6. 事業実施の流れ（P.3）
7. 受託事業者・実施場所・実施担当者について（P.4）
8. 安全に関する留意事項（P.5）
9. その他の留意事項（P.11）
10. 参考資料（P.11）

1. 事業の目的

この事業は、出産後支援を必要とする母子等に対し心身のケアや育児のサポートを行うことにより、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的とする。

2. 実施主体

事業の実施主体は、南阿蘇村とする。ただし、村長は、事業の一部を適切な事業の運営を確保することができる認められる助産師、助産院又は医療機関等（以下、「受託事業者」という。）に委託して実施することができる。

3. 対象者

以下の要件に該当する者とする。ただし、医療行為の必要な者を除く。

- ・南阿蘇村に住所を有する、出産後1年未満の母親並びにその新生児及び乳児
- ・産後に心身の不調又は育児不安等がある者
- ・その他、村長が特に支援を要すると認める者

4. 事業の種別及び支援内容

対象者の希望及び状態に応じ、以下の3つの種別において、母親の身体的ケア（乳房ケアを含む）、母親の心理的ケア、授乳、沐浴等の育児に関する具体的な手技指導及び相談、保健指導、栄養指導、相談支援、その他、必要な支援等を実施する。

- ①訪問型 対象者の自宅において、対象者に支援を行う
- ②通所型 受託事業者が用意する施設において、日帰りで対象者に支援を行う
- ③宿泊型 受託事業者が用意する施設において、対象者を宿泊させ支援を行う

5. 利用時間及び利用回数

対象者が事業を利用することができる時間は、1回の利用につき、訪問型及び通所型においては2時間以内、宿泊型においては1泊とする。

対象者が事業を利用することができる回数の上限は、1度の出産につき、種別を通じて7回までとする。なお、母子の状況等により、村長が引き続き事業の利用が必要と認める場合は、この限りでない。

上限回数の管理は、村が対象者に交付する「南阿蘇村産後ケア事業利用者証（以下、「利用者証」）」にて行う。ただし、通所型を同日に継続利用した場合は1回の利用として取り扱う*。

※ 例：通所型を6時間利用した場合、支援の実施上は2時間/回の3回利用として利用者負担額及び村への委託料の請求は3回分となるが、利用回数上は1回の利用として利用者証に記載する。

6. 事業実施の流れ

事業実施の流れは、原則として以下のとおりとする。

(1) 利用申請受付から利用決定まで

本村の産後ケア事業においては、利用申請受付及び利用決定は村が行う。

利用申請受付時は、産後ケア事業の利用希望者に対し、村の専門職（保健師等）が利用申請書の受付とあわせて面談を実施し、母子の状況や希望する利用種別・施設等について聞き取りを行う。

利用決定後、利用者は、希望する施設へ利用日時等の調整・予約を行う。なお、申請時に利用を希望する施設が未定だった場合や、希望する施設が変更となる場合は、実際に利用する施設が決まり次第、村へ随時連絡する。

決定を受けた利用者が初めて利用する施設に対しては、産後ケア事業実施の依頼書に添えて、村より産後ケア事業を実施するにあたり必要な利用者の情報を伝達する。同施設の2回目以降の利用をする場合は、利用者は村を通さずに施設へ直接、利用予約することができる。

利用者から利用予約の連絡を受けた施設は、利用者に対し、当日の持参物や確認を要する事項、オムツ代やミルク代、食事代その他実費負担となる費用等、利用のために必要な説明と調整を詳細に行うこと。なお、施設が独自に実施するオプションサービス等については、村の産後ケア事業とは別のサービスであるため、利用者が混同することのないよう説明時には留意すること。

(2) 利用日当日の受付・確認事項

利用者は、利用施設に対し、村が交付する利用者証を提示する。

施設においては、受付時に利用者の住所・氏名等の基本情報とともに、利用者証により当該利用者が利用上限に達していないことを確認すること。また、利用日を記入し、施設印（サイン可）を押印した後、利用者へ返却すること。

利用料については、別途定める利用者負担額を利用者証により確認し、施設が利用者から直接徴収すること。

(3) 利用後の処理

施設（実施担当者）は、実施したケアの内容について詳細に記録した実施報告書を作成し、事業を実施した月ごとに、翌月10日までに村へ提出すること。

なお、事業実施時の母子の状態等により特にフォローが必要と思われる場合など、ケースに応じては月ごとの実施報告書の作成・提出に先んじて村との情報共有を行うことが望ましい。

委託料については、別途定める単価により請求書を作成し、翌月末までに村へ請求するものとする。

7. 受託事業者・実施場所・実施担当者について

(1) 受託事業者

受託事業者は、村の母子保健関係機関、児童福祉関係機関と連携・協力するとともに、適切な連絡体制を確保し、事業を行うものとする。

なお、以下の事項を満たして事業実施を行うこと。

- ①産後ケア事業を管理する者（管理者）を定めること
- ②事故等の緊急事態発生に備え、受託後、速やかに本事業に係る賠償責任保険・損害保険等の保険に加入すること
- ③責任をもってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する質問・苦情等があった時は、誠意をもって迅速、適切に対応すること
- ④利用者の身体、精神状態等が悪化した場合等の緊急時に必要な対応を行うこと。また、そのために必要な医療機関との連携体制を十分に整備すること
- ⑤実施担当者に対し、年1回以上の定期健康診断の実施を促し、利用者及び実施担当者の健康管理に努めること
- ⑥事業の適切な実施を確保するため、次にあげる関係書類及び帳票類を整備するとともに、実施施設に備え付け、常時記録を補完すること。なお、これらの書類等は、委託期間が終了する日の属する事業年度（南阿蘇村の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう）の終了日の翌日から起算して5年間保存すること
- ⑦関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること

(2) 実施場所

事業実施にあたっては、以下のとおり実施場所及び実施環境を整備すること。

- ①訪問型 安全面・衛生面に十分配慮し、利用者の自宅に赴いて実施すること
- ②通所型 個別又は集団で支援を行うことができる設備、その他事業実施に必要な設備を有する施設で実施すること
- ③宿泊型 原則として、居室・カウンセリングを行う部屋・乳児の保育を行う部屋を

有し、かつ、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有する施設で実施すること

ただし、②及び③については、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。

(3) 実施担当者

助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上置くこと^{*}。特に、宿泊型で実施する場合には、24時間体制で対応できる人員を配置すること。その上で、必要に応じて、心理に関する知識を有する者、育児等に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者（産後ケア事業に関する研修等を受講し、事業の趣旨・内容等を理解した者）等を置くことができる。

※児を預かる場合の留意事項については、「8. 安全に関する留意事項児を預かる場合の留意点」を参照のこと。

8. 安全に関する留意事項

産後ケア事業の実施に当たっては、十分な安全対策が求められる。受託事業者は、適切な施設・職員管理により火災・事故等を防止し、利用者及び産後ケア実施担当者の安全確保に努め、環境衛生・食品衛生管理等に十分に配慮し、適切かつ快適に事業実施及び利用ができる状態の保持に努めること。

災害・火災・その他事故等の非常事態の発生に備え、国が示す「産後ケア事業ガイドライン」及び本マニュアル等を参考に各施設の状況に応じたより具体的な対応計画や安全管理マニュアルを策定し、産後ケア実施担当者に対し、事故防止及び安全対策、緊急時の対応（避難・救出・応急手当）等について必要な訓練を実施するとともに、定期的に内容の確認・必要な更新・共有を行うこと。当該計画・マニュアル・訓練等については受託事業者が行う産後ケア以外の業務や事業所（施設）全体に関する既存の他の計画・マニュアル・訓練等を準用することも考えられるが、この場合においても産後ケア事業の実施において特に留意すべき点の確認、対応を行う必要がある。

また、重大事故の発生防止のため、施設におけるヒヤリ・ハット事例が生じた際は産後ケア事業担当者間で共有し、必要に応じて村への報告・要因の分析を行い、マニュアルに随時反映するなど再発防止のための必要な対策を講じること。

事業の実施中に生じた事故及びその損害については、受託事業者側の故意又は重過失のない限り、その負担と責任については、村と受託事業者にて協議するものとする。

(1) 事故防止及び安全対策

リスクの高い場面（児の睡眠中や、寝返りやつかまり立ちができる月齢の対応をする

場合、食事の提供時、部屋の移動時、児を抱き上げる時等)で留意すべき点を明確にし、担当者間で共有しておくこと。

以下にリスクが高い場面において留意すべき点の例を列挙するが、これに留まらず各施設や利用者の状況に応じた危険等を予測し、その排除に常に努め、事故等の発生防止及び安全対策を行うこと。

- ・ 児の睡眠中は、乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）予防の観点から、仰向けに寝かせることが重要である。児を預かる場合、母児同室の場合のいずれにおいても、安全に配慮した睡眠環境を整備すること
- ・ 授乳後にはげっぷをさせ、口の中に吐き戻した物がないか確認するとともに、寝かせてから10～15分程度は異変がないか観察を徹底すること
- ・ ベッドと壁の隙間に挟まれたり、雑魚寝・添い寝による覆いかぶさり・身体の一部による圧迫等が発生したりする可能性がある環境を作らないこと
- ・ 窒息事故防止のためにベビーベッド等に寝かせること。また、柔らかい寝具に頭が埋もれて呼吸が阻害される可能性を防ぐため、敷布団・マットレス・枕は固めのものを使うこと。寝具は児の体格に適した大きさのものとし、寝台と敷物の間に児が挟まってしまうような隙間が生じないようにすること
- ・ 転落事故防止のためベビーベッドに寝かせる場合は柵を常に上げておくこと
- ・ ぬいぐるみやタオル、衣服等、口や鼻を覆ったり、首に巻き付いたりする可能性があるものはそばに置かないこと。また、顔に覆いかぶさるような掛物は用いないこと
- ・ 窒息や誤嚥、誤飲防止の観点から、ボタン電池、吸水ボール、磁石、包装フィルム、シール、医薬品、おもちゃ等、リスクのある物は手の届くところに置かないこと
- ・ 実施施設の安全管理に十分配慮し、調理場と保育の場を分けること。調理場に児が立ち入れないようにすること。熱傷の可能性がある調理器具や飲食物等は児の手の届かないところに置くこと
- ・ 沐浴の温度設定等に注意すること。温度計等を用いて児の沐浴に適切な温度であるか確認すること
- ・ 安全柵を使用する等、児が暖房器具に触れられないようにすること
- ・ すべりやすい床や階段には滑り止め対策を講じること。階段その他必要な場所には手すりを設置すること
- ・ 食事やミルクの提供時は、アレルギーの有無について事前に必ず確認し、アレルギーの対象物を除去できない場合は食事の提供を避ける。熱傷防止のためミルクの温度に注意すること
- ・ 抱っこ紐使用時にかがむ際は必ず児を手で支えること。おんぶや抱っこをする、又は降ろす際は低い位置で行うこと。ケア実施者が転倒しないよう注意すること、家具等の角のカバーを行うこと。児を抱いたままの調乳等の作業は行わないこと
- ・ おもちゃは安全マークを目安に選び、児の月齢や発達に合ったものを選ぶこと。遊ば

せる前に壊れている箇所や突起、外れる可能性がある小さな部品等がないかを確認すること

- ・感染防止及び連れ去り対策の観点から、児をあずかる居室には、産後ケア事業担当者と母親以外の入室を基本的に許可しないこと。また、産後ケア事業担当者の健康管理に努めること
- ・悪天候や災害等により、利用者の安全な帰宅が困難になると見込まれる場合には、速やかに村と協議の上、退所を促すこと。なお、急を要する場合は事業者の判断により対応し、その後、村へ報告すること
- ・こども家庭庁「こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック」等も参考にし、予期せず起こりやすい事故とその予防法、もしもの時の対処法等の確認を行い事故の予防に努めること

(2) 児を預かる場合の留意点

ケアの中で、一時的に児を預かる場面が発生することも想定される。

この場合、児にとっての不慣れな環境が SIDS の発生因子となる可能性もあることから、状況に応じて、利用開始後すぐの母子分離での預かりではなく、母児共に施設や環境に慣れるまでの時間を設け経過を見ること。

また、短時間であっても児のみの状況とならないよう留意するとともに、児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的に見視や腹部等に手を軽く添える方法等で顔色や呼吸状態を観察すること。

別室にて児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者との複数体制とすることが望ましい。特に、宿泊型の場合、勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者にも周知しその時間は預からない等の対応も考えられる。

なお、乳児用体動センサーについては、異常を早期発見しえた症例報告があるが、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものはないことに留意の上、定期的に見視での確認も行うこと。

(3) 緊急時の対応体制

利用者の急変等、緊急時に受け入れてもらう協力医療機関（小児医療機関）や保健医療面で随時相談できる医師をあらかじめ選定し、連携を確立しておくこと。

救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をすること。さらに、ケアに従事する職員については、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。

また、「応急手当方法」として、心肺蘇生法の実施訓練、AED の設置もしくは最寄り

の AED 設置場所の把握等は事前に準備をしておくこと。

その他、災害発生時の対応体制や、感染症への対応等についても、日頃から備えをしておくこと。

(4) 重大事案等発生時の対応

本業務により生じた事故等については、発生後速やかに村へ連絡するとともに、書面で報告すること。なお、急を要する場合は警察や消防等への連絡や緊急対応を優先すること。

事案発生直後の対応として、関係者（母子の家族等）への連絡、その他の産後ケア事業利用者への対応、状況の確認、事故等の状況の記録（可能な限り時系列での詳細な記録）を行うこと。なお、事故等について原因が明らかである場合は、速やかに対策を行うこと。

・報告の対象となる事案、報告に用いる様式

重大事案	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡事故 ・治療に要する期間が 30 日以上となる負傷や疾病を伴う重篤な事故等 <p>※速やかに村を通じて県・国へ報告が必要</p>	様式 I 「産後ケア事業事案発生等発生時報告様式」
その他報告を要する事案	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の負傷や疾病を伴う事故等 	様式 I ただし、「□その他」にチェックする
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体、精神症状が悪化した場合 ・利用者に医療受診の必要がある場合 ・その他、利用に伴うトラブル等 	口頭で報告の上、通常時の「産後ケア実施報告書」に記入

・報告時の連絡先

開庁時間内（平日 8:30～17:30） ※年末年始を除く	南阿蘇村子育て支援課 産後ケア担当：0967-67-2715
閉庁時	南阿蘇村総務課 代表電話（警備会社対応）：0967-67-1111 ①「村の産後ケア事業で事故が発生したため、子育て支援課と連絡を取りたい。」と伝える ②村職員が折り返し連絡先まで連絡する

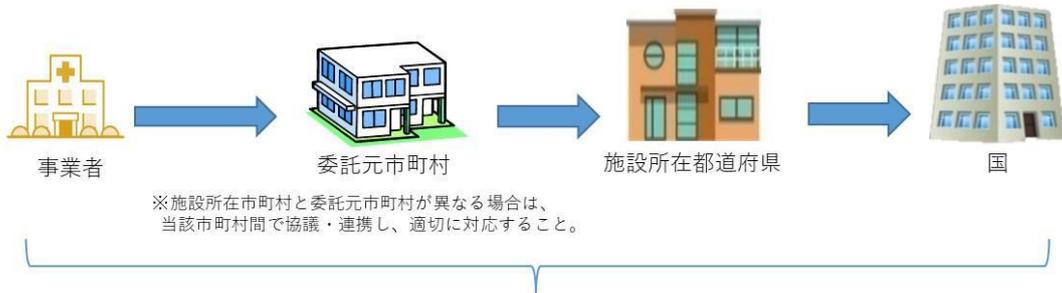
・報告書の提出

重大事案等発生時は次に示す「産後ケア事業事案等発生時報告様式」を使用し、村へ提出すること。村は、事案発生の原因分析や検証を行い、再発防止策を検討する。

産後ケア事業における重大事案等発生時の報告の流れ

➤ 国への報告の対象となる事案の範囲

- ・ 死亡事案
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事案等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事案を含み、意識不明の事案についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）



①第1報は原則事案等発生当日（遅くとも事案等発生日の翌日）

②第2報は原則1か月以内程度

このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。

（図：こども家庭庁 産後ケア事業ガイドライン（令和6年10月）P.19より）

産後ケア事業 事案等発生時報告様式

第 報

- 死亡事案 重症・重傷(治療を30日以上を要する)事案
 その他()

報告年月日 年 月 日

・*は実施がある場合に記入してください。
 ・水色のセルはフルダウンより選択してください。

施設情報	施設名				施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)				
	施設所在地				代表責任者				
	産後ケア事業管理者				利用者の総定員(産婦)	名			
	実施事業形態 (該当するものすべてに✓)	<input type="checkbox"/> 短期入所(ショートステイ)型 <input type="checkbox"/> 通所(デイサービス)型 <input type="checkbox"/> 居宅訪問(アウトリーチ)型							
利用者情報	*直近の指導監査	年 月 日			緊急対応マニュアル等の有無				
	利用者居住市町村名				他受託市町村名				
利用者情報	母の年齢	歳	子どもの月齢	か 月 日	子どもの性別			多胎児の場合は✓	
	利用開始月日	月 日	利用予定期間	泊 日	利用形態				
事案発生時の状況等	事案発生日時	年 月 日	時 分	受傷、発症または死亡した者	(その他の場合)				
	事案発生の経緯 ※別途任意様式での作成も可	(利用開始時からの健康状態、母子同室の有無を含む事案発生時の状況、事案発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、第2報以降で追加等すること)							
	事案発生時の職員体制	産後ケア事業従事職員数	名	うち助産師・看護師・保健師	名				
	事案発生時該当者以外の利用者の人数	産婦	名、	児	名、	その他	() 名		
	施設で講じた再発防止策 ※別途任意様式での作成も可								
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】				(負傷の場合)受傷部位				
	【病状】 (症状の程度)								
	【既往症】				事案の転帰				
特記事項									
市町村の対応等※	事案把握日時	年 月 日	時	緊急対応マニュアル等の有無					
	当該施設の事業継続状況				(休止の場合)期間				
都道府県の対応等	講じた再発防止策								
	都道府県としての対応								

※市町村の対応経過については、別途として任意様式で作成し、本報告と併せて提出をお願いします。

- ・報告は事業者から利用者居住市町村→施設所在都道府県を経由して国に報告してください。施設所在市町村と委託元市町村が異なる場合は、当該市町村間で協議・連携しながら対応してください。
- ・第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事案発生当日(遅くとも事案発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。
- ・発生時の状況等については、速報で記載できない部分については、市町村が適宜記載を補ってください。
- ・記載欄は適宜広げて記載してください。
- ・直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- ・発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。なお、ベビーベッド等の器具により事案が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
- ・報告内容については、国の研究事業等で分析を行い、個人が特定されない形で公表される可能性があります。

市町村担当者

所属・役職

連絡先
(電話)

(E-mail)

令和5年1月19日付厚生労働省事務連絡「産後ケア事業事案等発生時報告様式」

※南阿蘇村ホームページからエクセル様式をダウンロード可能

9. その他の留意事項

本事業はその性質上、非常に繊細で機微な個人情報を取り扱うため、利用者のプライバシー保護に十分留意し、連携する他機関との間においても慎重な情報の取り扱いが求められる。収集した個人情報は、別に示す「個人情報取扱注意事項」を遵守し、適切に取り扱うとともに、管理者は、産後ケア事業担当者が、個人情報の取り扱いに十分留意しながら事業に携わることができるよう、継続的に注意喚起を行うことが必要である。

また、各委託事業者は、産後ケア事業担当者が本事業にかかる会議や説明会、研修等に参加し、本事業についての理解を深めるための機会を継続的に設けるとともに、村やその他実施機関と連携しつつ、本事業を円滑に実施する体制の構築を図ることが求められる。

10. 参考資料

- ・産後ケア事業ガイドライン（令和6年10月） こども家庭庁
- ・母子保健医療対策総合支援事業の実施について（令和6年6月） こども家庭庁
- ・「こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック」 こども家庭庁
- ・産後ケア施設における乳幼児安全対応マニュアル（令和6年8月）
日本小児突然死予防医学会